2010.1
第７号

Kobayashi Nojiri

小林市・野尻町 合併協議会だより

“秋から冬へ”

豊作に感謝する小林市の秋の代表的行事「こばやし秋まつり」

豊作を祝い城攻め踊りや神楽が奉納される「野尻町のホゼ祭」

こばやし冬まつりで冬の夜空を彩る「駅前のイルミネーション」

野尻町の冬の風物詩「野尻町イルミネーション」

CONTENTS

第８回協議会報告
一般職・特別職の身分、介護保険、高齢者福祉、児童福祉、保健・医療、学校教育等の１３項目について報告、議会議員、社会教育等の４項目の変更及び補正予算について協議・確認、合併功労大臣表彰について諮問・答申
協議会からのお知らせ

新小林市誕生（平成22年３月23日㈫）**まで**
あと８１日（平成22年１月１日現在）

第8回協議会報告

11月26日

一般職・特別職の身分、介護保険、高齢者福祉、児童福祉、保健・医療、学校教育等の13項目について報告、議会議員、社会教育等の4項目の変更及び補正予算について協議・確認、合併功労大臣表彰について諮問・答申

11月26日、野尻町農村環境改善センターホールで、第8回協議会を開催し、一般職・特別職の身分、介護保険、高齢者福祉、児童福祉、保健・医療、学校教育等の13項目について報告、議会議員、社会教育等の4項目の変更及び補正予算について協議・確認、合併功労大臣表彰について諮問・答申しました。

写真上段左から、見越委員、協議会全景、下段左から楠元委員、大浦委員、蔵本委員

報告事項

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について

第7回小林市・野尻町合併協議会以降の経過について、報告しました。

小林市・野尻町合併協議会幹事会規程の改正について

小林市副市長が2人制から1人制になったことに伴い、幹事会規程に改正があったことを報告しました。

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、附属機関等は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」、行政改革大綱は、「当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

公共的団体等の取扱い

公共的団体等の取扱いについて、「新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努めるものとする。また、国・県の指導等に基づき設置された公共的団体等については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整に努めるものとする。」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

❶共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。**25団体**

❷上記1の団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。**5団体**

❸上記1の団体で、実情により統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるものとする。**24団体**

❹上記以外の両市町独自の団体等は、原則現行のとおりとする。**35団体**

ただし、整理できる団体は、廃止または脱退の方向で調整に努めるものとする。**4団体**

介護保険事業の取扱い

介護保険事業の取扱いについて、第四期介護保険料は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」、地域支援事業は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

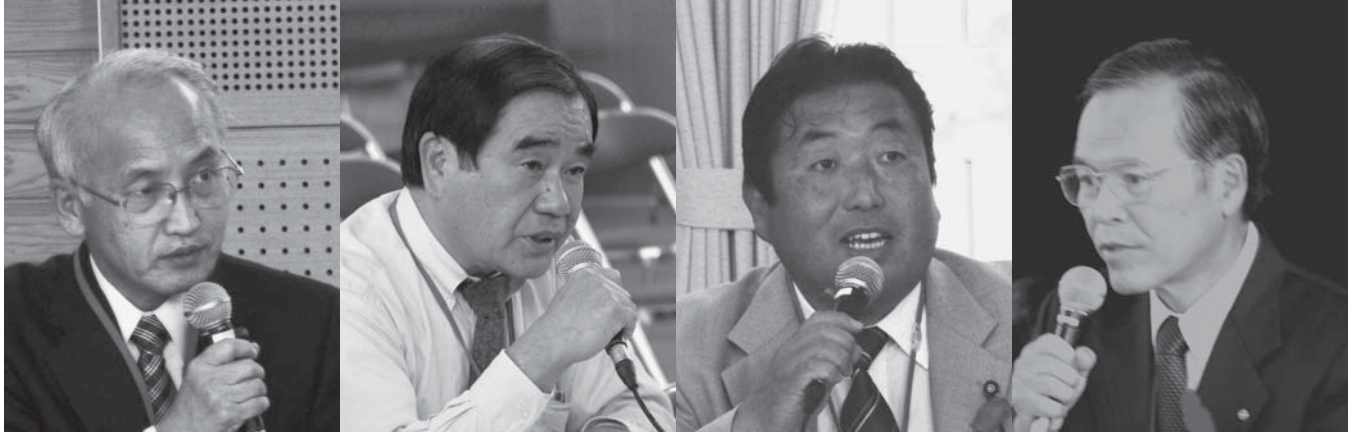

写真左から、穴見委員、小野委員、福本委員、長瀬副会長

補助金、交付金等の取扱い（福祉関係）について

補助金、交付金等の取扱い（福祉関係）について、社会福祉協議会への助成は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

高齢者福祉関係について

高齢者福祉関係について、外出支援サービスは、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」、シルバー人材センターは、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

児童福祉関係について

児童福祉関係について、保育所入所負担金は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

保健・医療関係について

保健・医療関係【保健、健康づくり】について、保健センターは、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」、成人健康診査（大腸がん検診）は、「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

生活環境関係の一部修正について

生活環境関係の一部修正について、ごみのふれあい収集の対象地区・収集体制は、第7回合併協議会において協議・確認済でしたが、追加修正した調整結果を報告しました。

学校教育関係について

学校教育関係について、小中一貫教育は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に基づいて、調整した結果を報告しました。

協議事項

議会議員の定数及び任期の取扱いの変更について

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、議場、委員会室等は「合併後0年を目処に統合するよう調整する」から「小林市の制度等に統一する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。

高齢者福祉関係の変更について

高齢者福祉関係について、配食サービスのうち実施内容は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」から「合併後0年を目処に統合するよう調整する」、緊急通報システム事業は、「合併後2年を目処に統合するよう調整する」から「合併後0年を目処に統合するよう調整する」、敬老関係事業は、「当面現行どおりとし、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する」から「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。

また、高齢者保健福祉計画は、「小林市の制度等に統一する」、地域福祉計画は、「当面現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する」という調整方針について協議・確認しました。

保健・医療関係の変更について

保健・医療関係【保健、健康づくり】について、乳児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び母子保健指導（訪問指導）は、「合併後3年を目処に統合するよう調整する」から「合併後0年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。

また、成人健康診査（前立腺がん検診）は、「小林市の制度等に統一する」という調整方針について協議・確認しました。

社会教育関係の変更について

社会教育関係について、成人の日記念行事は、「現行のまま、新市に引き継ぐ」から「合併後3年を目処に統合するよう調整する」という調整方針に変更することについて、協議・確認しました。

平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）について

平成21年度小林市・野尻町合併協議会補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれ3，542千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24，458千円とする補正予算について協議し、原案のとおり確認しました。

補正予算については、11ページをご覧ください。

諮問事項

市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について

市町村合併功労者総務大臣表彰候補者の推薦について、表彰要領及び表彰基準に基づいて、長瀬道大（みちひろ）・野尻町長を表彰候補者に推薦することを協議会に諮問し、原案のとおり答申しました。

●協定項目の調整方針に基づく個別調整の結果が、次のとおり報告されました。

<table>
<tr><th>協定項目</th><th>個　別　調　整　の　内　容</th></tr>
<tr><td>一般職の職員の身分の取扱い</td><td>●新市における定数は、平成21年４月１日現在の小林市及び野尻町職員数の合計数を上限とし、次のとおり定める。
<table>
<tr><td>市長の事務部局の職員</td><td>３９９人</td></tr>
<tr><td>小林市立病院の企業職員</td><td>１２９人</td></tr>
<tr><td>議会の事務部局の職員</td><td>８人</td></tr>
<tr><td>選挙管理委員会の事務部局の職員</td><td>１０人</td></tr>
<tr><td>監査委員の事務部局の職員</td><td>４人</td></tr>
<tr><td>農業委員会の事務部局の職員</td><td>１０人</td></tr>
<tr><td>公平委員会の事務部局の職員</td><td>３人</td></tr>
<tr><td>固定資産評価審査委員会の事務部局の職員</td><td>３人</td></tr>
<tr><td>教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員</td><td>６８人</td></tr>
<tr><td>合　　計</td><td>６３４人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>特別職の職員の身分の取扱い</td><td>●特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。
<table>
<tr><th>職　　名</th><th>報 酬 月 額</th></tr>
<tr><td>1 知識経験を有する者のうちから選任された監査委員</td><td>月額　136,000 円</td></tr>
<tr><td>2 議会の議員のうちから選任された監査委員</td><td>月額　41,500 円</td></tr>
<tr><td>3 選挙管理委員会の委員長</td><td>月額　44,500 円</td></tr>
<tr><td>4 選挙管理委員会の委員</td><td>月額　35,500 円</td></tr>
<tr><td>5 教育委員会の委員長</td><td>月額　53,500 円</td></tr>
<tr><td>6 教育委員会の委員</td><td>月額　43,500 円</td></tr>
<tr><td>7 農業委員会の会長</td><td>月額　58,500 円</td></tr>
<tr><td>8 農業委員会の会長代理者</td><td>月額　46,500 円</td></tr>
<tr><td>9 農業委員会の選任による委員</td><td>月額　43,500 円</td></tr>
<tr><td>10 農業委員会の選挙による委員</td><td>月額　43,500 円</td></tr>
<tr><td>11 公平委員会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>12 固定資産評価員</td><td>月額　47,500 円</td></tr>
<tr><td>13 固定資産評価審査委員会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>14 奨学生選考委員会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>15 通学区域審議会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>16 招致外国青年 (国際交流員及び外国語指導助手)</td><td>月額　380,000 円以内</td></tr>
<tr><td>17 社会教育委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>18 社会教育指導員</td><td>月額　104,000 円</td></tr>
<tr><td>19 体育指導委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>20 スポーツ振興審議会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>21 文化会館運営審議会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>22 教育集会所運営審議会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>23 図書館協議会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>24 文化財保存調査委員会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>25 青少年問題協議会の委員及び幹事</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>26 情報公開・個人情報保護審査会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>27 就学指導委員会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>28 勤労青少年ホーム運営委員会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
<tr><td>29 民生委員推薦会の委員</td><td>日額　6,100 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

特別職の職員の身分の取扱い	30 障害者施策推進協議会の委員	日額　6,100 円
	31 家庭相談員	月額　100,000 円
	32 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による嘱託医	月額　54,560 円
	33 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号) による嘱託医	月額　13,640 円
	34 保育所嘱託医	基本年額 1 所当たり　105,000 円 管理指導料 内科医 1 所当たり 年額　63,000 円 出所額は、1 回当たり 60,000 円の範囲において市長が定める。
	35 養護老人ホーム嘱託医	月額　40,000 円
	36 国民健康保険運営協議会の委員	日額　6,100 円
	37 農業集落排水事業推進審議会の委員	日額　6,100 円
	38 賞じゅつ金等審査委員会の委員	日額　6,100 円
	39 市営住宅入居者選考委員会の委員	日額　6,100 円
	40 専門委員	日額　6,100 円
	41 都市計画審議会の委員	日額　6,100 円
	42 公共下水道推進審議会の委員	日額　6,100 円
	43 廃棄物減量等推進審議会の委員	日額　6,100 円
	44 環境審議会の委員	日額　6,100 円
	45 企業立地奨励審議会の委員	日額　6,100 円
	46 土地区画整理審議会の委員	日額　6,100 円
	47 土地区画整理事業の評価員	日額　6,100 円
	48 介護保険訪問調査員	月額　250,000 円以内
	49 介護相談員	月額　10,000 円
	50 西諸地域介護認定審査会の委員	介護審査に当たる委員 1 回当たり　25,000 円 障害審査に当たる委員 1 回当たり　16,700 円
	51 総合計画等審議会の委員	日額　6,100 円
	52 小林市男女共同参画審議会の委員	日額　6,100 円
	53 防災会議の委員	日額　6,100 円
	54 国民保護協議会の委員	日額　6,100 円
	55 安全で住みよいまちづくり推進協議会の委員	日額　6,100 円
	56 特別職報酬等審議会の委員	日額　6,100 円
	57 職員懲戒審査委員会の委員	日額　6,100 円
	58 医療問題審議会の委員	日額　6,100 円
	59 功労者選考委員会の委員	日額　6,100 円
	60 特殊旅館審議会の委員	日額　6,100 円
	61 補助金審査会の委員	日額　6,100 円
	62 水道事業水道料金審議会の委員	日額　6,100 円
	63 選挙長	日額　10,600 円
	64 投票所の投票管理者	日額　12,600 円
	65 開票管理者	日額　10,600 円
	66 投票所の投票立会人	日額　10,700 円

特別職の職員の身分の取扱い	67 選挙立会人及び開票立会人	日額　8,800 円
	68 期日前投票所の投票管理者	日額　11,100 円
	69 期日前投票所の投票立会人	日額　9,500 円
	70 徴収嘱託員	月額　300,000 円以内
	71 交通指導員	年額　75,000 円
	72 福祉指導員	月額　112,000 円
	73 学校給食センター運営委員会の委員	日額　6,100 円
	74 学校医・学校歯科医	基本年額 1 校当たり　105,000 円 管理指導料 内科医 1 校当たり 年額　63,000 円 出校額は、1 回当たり 60,000 円の範囲において市長が定める。
	75 学校薬剤師	年額 1 校当たり　80,000 円
	76 学校評議員	年額　10,000 円以内
	77 地域協議会の委員	日額　6,100 円
	78 保健事業業務嘱託員	日額　7,300 円以内
	79 農業経営改善支援推進指導員	月額　149,440 円
	80 畑地かんがい営農推進指導員	月額　149,440 円
	81 国民健康保険事業及び老人保健事業診療報酬明細書等点検職員	月額　120,000 円以内
	82 収納対策指導員	日額　30,000 円
	83 自立生活相談専門員	月額　145,000 円
	84 小林市教育研究センター研究員	年額　36,000 円
	85 小・中学校規模適正化審議会の委員	日額　6,100 円
	86 適応指導教室指導員	月額　60,000 円
	87 その他特別職の職員	日額　6,100 円
事務組織及び機構の取扱い	■附属機関等 ●両市町同様の附属機関については、小林市の附属機関に統合し、委員数等については各関係分科会で決定する。 ●両市町独自の附属機関については、関係分科会において調整し、決定する。 ■行政改革大綱 ●行政改革大綱及び集中改革プランは、平成23年度中に抜本的な見直し時期を迎えることから、その間においては合併に伴う定員管理等の必要な項目についての部分的な見直し及び野尻町における必要な実施項目を追加することにより対応する。	

小林市役所本庁舎

野尻町役場庁舎

介護保健事業の取扱い

■第四期介護保険料

●平成21年度までは、両市町の現行の介護保険料を適用する。

●小林市第四期介護保険事業計画（改訂版）は、平成21年度中に両市町で策定するものとし、その計画に基づいて平成22年度から統一した介護保険料とする。

●統一された介護保険料の周知については、市広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し徹底する。

■地域支援事業の状況

●地域支援事業一覧のとおりとする。

平成21年度地域支援事業一覧

No	地域支援事業名	小林市事業名	委託	野尻町事業名	委託	調整結果
1	特定高齢者把握事業	介護予防教室（わいわいクラブ）	有	介護予防教室等実施事業	有	統合
2		介護予防教室（ハッスル教室）	有			
3		出前健康講座	無			小林市の例に統一
4		生活機能評価（検査費用）	有	生活機能評価（健診費用）	有	統合
5		生活機能評価（事務費分）	無	生活機能評価（チェック費）	有	統合
				生活機能評価問診票印刷	無	統合
6	通所型介護予防事業	筋力向上トレーニング（体づくりの会・一般）	有	運動器の機能向上事業	有	統合
7		運動器の機能向上（体づくりの会・特定）	有	運動器の機能向上事業＋口腔機能向上事業	有	統合
8		栄養改善	無	栄養改善事業（栄養士指導）	無	統合
				栄養改善調理実習材料代		統合
				栄養改善用パンフ代等		統合
				栄養改善事業		統合
9		口腔機能向上	一部	口腔ケアプログラム（歯科衛生士指導）	無	統合
				口腔ケアプログラム（資料代）	無	統合
10		閉じこもり・うつ・認知症（活きがいづくりの会）	有	いきがいデイサービス事業	有	統合
11		長寿の会	有			小林市の例に統一
12	介護予防普及啓発	ゴールデンエイジ大会	有	介護予防普及啓発事業	有	統合
13		介護予防フォーラム	有			小林市の例に統一
14	介護予防活動支援	介護予防メイト養成	有			小林市の例に統一
15	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	有	包括支援センター（人件費）	無	統合
			有	ケアマネージャー支援事業	無	統合
16	高齢者実態把握・総合相談支援事業	高齢者実態把握・総合相談事業	有			小林市の例に統一
17	介護給付費等適正化事業	介護給付費等適正化	有			小林市の例に統一
18	家族介護継続支援事業	家族介護者の集い	有			小林市の例に統一
19		介護用品給付事業	無	介護用品給付事業	無	統合
20		介護保険総合学習会	一部			小林市の例に統一
21	福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具・住宅改修支援事業	無			小林市の例に統一
22	地域自立生活支援事業	介護相談員活動支援	無			小林市の例に統一
23	成年後見制度利用支援	成年後見制度利用支援	無	成年後見人制度利用支援事業	無	統合
24	地域ケア会議費用	地域ケア会議費用	無			小林市の例に統一
25	地域包括支援センター運営協議会費	地域包括支援センター運営協議会費	無	地域包括支援センター運営協議会費	無	統合
26	地域包括支援センター運営費	地域包括支援センター運営費	有	建物借上	無	それぞれ新市に引き継ぐ
				包括支援センター（事務費）	無	それぞれ新市に引き継ぐ
27		地域包括支援センターシステム保守点検	有			
（野尻町独自の事業）						
28	地域介護予防活動支援事業			いきいきサロン	有	小林市福祉事務所から小林市介護保険課へ事業移管し、野尻町事業と統合
29	介護保険任意事業			福祉タクシー事業	有	小林市福祉事務所の事業に統合
30				ふとん丸洗い事業	有	
31				配食サービス事業	有	
32				軽度生活支援事業	有	

補助金・交付金等の取扱い（福祉関係）	●社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により１自治体に１つのみの設置であるため統合を行う。（平成21年８月25日合併調印、平成22年３月23日合併予定） ●事業内容が多岐にわたり、差異があるため両社会福祉協議会で調整を行う。 ●補助金の金額については、合併までに調整を行う。 ❶補助金算出基礎の確認 ❷委託事業者等の確認 ❸社会福祉協議会との調整 ❹小林市社会福祉対策補助金交付要綱 以上の調整、整備を行う。
高齢者福祉	■外出支援サービス ＜小林市須木地区＞ 高齢者等外出支援サービス事業として、小林市須木区のみの制度であり、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後３年を目処に他事業と統合するよう調整する。 ＜野尻地区＞ 野尻町福祉バス運行事業として、野尻町区においては欠かせない外出支援サービスであるので、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後３年を目処に他事業と統合するよう調整する。 ■シルバー人材センター ●小林市・野尻町1市１町シルバー人材センター統合調整会議において調整を行い、８月28日に合併についての調印を行った。平成22年４月１日で合併する予定となっている。
児童福祉	■保育所入所負担金 保育料については、平成22年度から平成24年度まで段階的に調整し、平成25年度に統一する。（12～13ページ保育料徴収金額表のとおり）保育料の適用区分は、小林地区・須木地区に住所を有する者と野尻地区に住所を有する者に二分する。小林市の例規、システムを基本とする。 ■保育料の徴収 小林市の保育園については、現行のとおり保育園で徴収し、金融機関に納付書で納める。野尻町の保育園の徴収については、小林市の方式に統一するが、合併時までに口座振替を利用している世帯はそのまま継続する。
保健・医療【保健、健康づくり】	■保健センター ❶小林市保健センターを中心として事業を実施し、地域の特性を考慮し、がん検診事業の実施など必要に応じて須木総合ふるさとセンター及び野尻町保健福祉センターを活用できる体制を図る。 ❷野尻町保健福祉センターの利用時間・施設貸出については現行のままとする。なお、小林市保健センターについては施設貸出を行わない。 ❸施設名は次のとおりとする。 【小林市：小林市保健センター、野尻町：野尻町保健福祉センター】 ❹保守業務の委託先で、浄化槽清掃及び保守点検業務、産業廃棄物処理業務については小林市に合わせる。 ❺警備業務は、小林市はＡ社（長期継続契約）、野尻町はＢ社（単年度契約）に委託契約しているため、平成21年11月を目処に調整する。（契約期間、警備方法の違いがあるため【カード式・暗証番号入力式】） ❻ＡＥＤは、小林市はリース契約、野尻町は一括購入しているため、当分の間は現行のままで行い、リース契約期間終了後までに検討する。 ❼野尻町保健福祉センターについては、指定管理者制度を導入する。 ■成人健康診査（大腸がん検診） ●委託先は、個別検診が西諸医師会、集団検診が健康づくり協会とする。 ●個人検診の個人負担金は1,000円とする。 ●集団検診の個人負担金は500円とする。 ●減免措置は生活保護世帯とする。 ●検査内容は、便潜血検査の個別検診とする。 ●個別検診の日程は、４月～１月とする。 ●集団検診の日程は、合同実施する検診（胃・前立腺・特定健診）に準ずる。 ●対象者は40歳以上とする。 ●広報・通知方法は、個人通知、簡単ほけん、けんしんガイド、お知らせ等とする。

生活環境	❶一般廃棄物処理実施計画については、小林市の計画を基本とし合併期日までに策定する。 ❷収集箇所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ❸収集体制については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降の体制については、平成22年度中に調整する。 修正前　❹高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、小林市方式で戸別収集する。 修正後　❹高齢世帯、独居老人及び障がい者等のうち、ごみ搬出の困難な世帯については、平成22年度中に調整し、平成23年度から小林市方式で戸別収集する。 ❺収集日については、平成22年度は現行どおりとし、平成23年度以降は平成22年度中に調整する。 ※上記の❶❷❸、修正前❹、❺については、第７回合併協議会（平成21年９月24日）において協議確認済であったが、修正後❹のとおり「平成22年度中に調整し、平成23年度から」の文章を追加修正し報告する。
学校教育	●野尻地域の小中一貫教育については、野尻小学校、栗須小学校、野尻中学校の３校の組み合わせと、紙屋小学校、紙屋中学校の２校のそれぞれを連携校とし合併後３年を目処に実施するよう調整する。

●協定項目の調整方針の変更及び個別調整結果ついて、次のとおり協議・確認されました。

議会議員の定数及び任期の取扱い	●議場については、小林市議会議場で対応する。 ・参与席の増減がある場合は参与席（机、椅子）の改修を行う。 ・議場の設備（議員用マイク・参与マイク設備、議員出席表示器）については、増減設を行う。 ●委員会は３委員会とし、委員会審議は本庁会議室等で対応する。 ・総務委員会（８人）、経済建設委員会（７人）、教育厚生委員会（７人） ※在任特例期間中は、総務委員会（12人）、経済建設委員会（11人）及び教育厚生委員会（11人）とする。 ●議員控室については、机及び椅子の増設で対応する。 ・全員協議会については、議場で開催する。 ●会派室は現行のままとし、会派構成員の数に応じ割り振る。 ●議長室、応接室及び事務室については、現状どおりとする。
高齢者福祉	■配食サービス ●利用対象者及び事業の進め方は小林市の例に統一する。 ●利用料は、合併後３年を目処に調整する。 ●野尻町区の事業実施の場所については、野尻町保健福祉センターに置き、緊急雇用対策である「ふるさと雇用再生事業」を活用し、合併後、速やかに小林地区と同様の年末年始等を除き、年中無休、１日２食の配食サービスを実施する。開始にあたって必要な施設・備品等の整備を行う。 ●小林市食の自立支援事業実施及びアセスメントの実施方法については、小林市の例とする。 ■緊急通報システム事業 ●小林市は複数社選択制で事業を実施しており、野尻町はその中の一社であるため、小林市の方法に統一を行うと同時に、登録制とする。 ●委託料、利用者負担額の相違があるが、登録制に変更し、委託料、利用者負担額及び利用者に対するサービス等の基準も統一する。サービスの基準として、日本工業規格によるプライバシーマークの取得を義務付ける。 ■敬老関係事業 ＜敬老会関係事業＞

高齢者福祉	●野尻町のみ町主体で行っており、地域の特殊性を考慮し当面現行どおりとするが、合併後3年を目処に新たな制度等を制定する。 ●実施内容、実施主体及び関係団体との調整を行う。 ＜合同金婚式＞ ●合併時までに、小林市の例により統一する。 ●野尻町においては、社会福祉協議会が事務局として事業に取り組んできたが、社会福祉協議会の合併協議において、合併後は行政に事業を返還することで調整が図られた。 ■高齢者保健福祉計画 ●小林市高齢者保健福祉計画策定懇話会、小林市高齢社会対策庁内推進会議および委員については、小林市及び野尻町の均衡を図りながら調整する。 ●計画の内容については、平成21年度の計画見直しの際に調整を行う。 ■地域福祉計画 ●小林市地域福祉推進協議会、小林市地域福祉推進実施要綱及び委員については、小林市及び野尻町の均衡を図りながら調整する。 ●計画の内容については、平成22年度の計画見直しの際に調整する。
保健・医療【保健、健康づくり】	■乳児健康診査 ●小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。 ●西諸医師会委託とする。 ●「赤ちゃん健康診査」とし、対象者は５～６か月児とし再診も可とする。（５か月で受診しない場合は、１歳児までも受診可とする。 ●問診、身体計測、集団教育、離乳食教室同時開催、小児科診察、結果説明、個別相談を行う。 ■乳児一般健康診査 ●医療機関での個別健診とする。 ●県医師会委託とする。 ●受診票の配布は母子健康手帳交付時、転入時に行う。 ■乳児精密健康診査 ●医療機関での個別健診とする。 ●県医師会委託とする。 ●精密健診の申請窓口は、一般については本庁、須木庁舎及び野尻庁舎とし、集団については本庁とする。 ●受診票申請及び交付は、各庁舎で対応できるものとする。 ●受診票は１人２回まで、１か月の期限とする。 ■１歳６か月児健康診査 ●小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。 ●西諸医師会委託とする。 ●１歳６～７か月児を対象とし、「１歳６か月児健康診査」とする。（２歳未満まで受診可、対象は誕生月単位） ●問診、身体計測、歯科診察、小児科診察、結果説明、個別相談、食育コーナーにておやつの試食・相談を行う。 ■１歳６か月児精密健康診査 ●委託先は、県医師会、宮崎県立病院（含療育センター）、宮崎大学医学部附属病院、 ●独立行政法人都城病院とする。 ●受診票は本庁にて発行し、１人１回、使用期限は１か月とする。 ■３歳児健康診査 ●小林市会場（小林市保健センター）で年12回実施する。 ●西諸医師会委託とする。 ●問診、検尿、視覚、聴覚検査、身体計測、歯科診察、小児科診察、結果説明、個別相談を行う。

保健・医療【保健、健康づくり】	■３歳児精密健康診査 ●委託先は、県医師会、宮崎県立病院（含療育センター）、宮崎大学医学部附属病院、 ●独立行政法人都城病院とする。 ●委託先での個別健診とする。 ●受診票は、本庁にて発行し、１人１回、使用期限は１か月とする。 ■母子保健指導（訪問指導） ●対象者は若年母、健診や予防接種の未受診児、健診等の要フォロー児、訪問希望者（新生児）、医療機関から連絡があったものとする。 ●実施方法は、保健師あるいは栄養士が行う。 ■成人健康診査（前立腺がん検診） ●個別検診の個人負担金は単独実施が1,600円、健康診査等と同時実施が600円とする。 ●集団検診の個人負担金は健康診査等と同時実施のみで500円とする。 ●減免措置は生活保護世帯とする。 ●日程は、個別検診については４月～１月とし、集団検診については、合同実施する検診（胃・大腸・特定健診）に準ずる。 ●検査内容は血液検査とする。 ●対象者は40歳以上の男性とする。 ●広報・通知方法は、個人通知、簡単ほけん、けんしんガイド、お知らせ等とする。
社会教育	■成人の日記念行事 ●開催期日（１月５日）や記念品（1,000円程度）については、合併時より統一する。 ●記念行事は、平成22年より小林、須木は一会場で開催するが、野尻地区については式典の形式等も異なるため会場を分けて実施する。 ●３年以内に、会場の収容人数等も勘案し、野尻地区も同一会場で開催するよう調整していく。

平成21年度補正年予算

歳入

（単位：千円）

科　目	補正前	補正額	計	説　明
負担金	22,998	△8,306	14,692	構成団体負担金の減額 小林市　△5,506 野尻町　△2,800
雑入	2	0	2	
繰越金	5,000	4,764	9,764	前年度繰越金の増額
合計	28,000	△3,542	24,458	

歳出

（単位：千円）

科　目	金　額	補正額	計	説　明
会議費	1,406	△300	1,106	消耗品費、会議録作成手数料の減額
事務費	15,355	△4,800	10,555	職員手当、消耗品費、コピー機借上料、備品購入費の減額
事業推進費	11,039	1,558	12,597	公印・ゴム印代、新市全図・封筒印刷の増額及び協議会だより・暮らしの便利帳印刷の減額
予備費	200	0	200	
合計	28,000	△3,542	24,458	

1　平成 22 年度　保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯						野尻地区に住所を有する児童の世帯					
各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金額 (月額)			各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金額 (月額)		
階層区分	定　　義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	階層区分	定　　義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第 2	第 1 階層及び第 4 ～第 7 階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)	第 2	第 1 階層及び第 4 ～第 7 階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)
			7,000	5,000	5,000				7,000	5,000	5,000
第 3		市町村民税課税世帯　均等割の額のみの世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)	第 3		市町村民税課税世帯　均等割の額のみの世帯	(11,000)	(8,000)	(8,000)
			16,000	13,000	13,000				11,500	8,500	8,500
		市町村民税課税世帯　所得割の額のある世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)			市町村民税課税世帯　所得割の額のある世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)
			19,000	16,000	16,000				15,500	12,500	12,500
第 4	第 1 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分 (単位は円) に該当する世帯	11,000 未満	23,000	19,000	19,000	第 4	第 1 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分 (単位は円) に該当する世帯	11,000 未満	19,500	16,000	16,000
		11,000 以上 25,000 未満	25,000	22,000	22,000			11,000 以上 25,000 未満	22,000	19,000	19,000
		25,000 以上 40,000 未満	28,000	25,000	25,000			25,000 以上 40,000 未満	25,000	22,000	22,000
第 5		40,000 以上 50,000 未満	30,000	26,500	25,500	第 5		40,000 以上 50,000 未満	29,500	23,500	23,500
		50,000 以上 88,000 未満	35,000	28,000	26,000			50,000 以上 88,000 未満	32,500	25,000	24,000
		88,000 以上 103,000 未満	40,000	30,000	28,000			88,000 以上 103,000 未満	35,500	26,500	25,000
第 6		103,000 以上 153,000 未満	44,000	32,000	29,000	第 6		103,000 以上 153,000 未満	37,500	27,500	26,000
		153,000 以上 253,000 未満	48,000	32,500	29,500			153,000 以上 253,000 未満	41,000	28,000	26,500
		253,000 以上 413,000 未満	49,000	33,000	30,000			253,000 以上 413,000 未満	41,500	28,500	27,000
第 7		413,000 以上	50,000	33,500	30,500	第 7		413,000 以上	44,000	30,500	29,000
内山保育園			5,000								

2　平成 23 年度　保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯						野尻地区に住所を有する児童の世帯					
各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金額 (月額)			各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金額 (月額)		
階層区分	定　　義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	階層区分	定　　義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第 2	第 1 階層及び第 4 ～第 7 階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)	第 2	第 1 階層及び第 4 ～第 7 階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)
			7,000	5,000	5,000				7,000	5,000	5,000
第 3		市町村民税課税世帯　均等割の額のみの世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)	第 3		市町村民税課税世帯　均等割の額のみの世帯	(12, 500)	(9, 500)	(9, 500)
			16,000	13,000	13,000				13,500	10,000	10,000
		市町村民税課税世帯　所得割の額のある世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)			市町村民税課税世帯　所得割の額のある世帯	(16, 000)	(13, 000)	(13, 000)
			19,000	16,000	16,000				17,000	14,000	14,000
第 4	第 1 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分 (単位は円) に該当する世帯	11,000 未満	23,000	19,000	19,000	第 4	第 1 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分 (単位は円) に該当する世帯	11,000 未満	21,000	17,000	17,000
		11,000 以上 25,000 未満	25,000	22,000	22,000			11,000 以上 25,000 未満	23,000	20,000	20,000
		25,000 以上 40,000 未満	28,000	25,000	25,000			25,000 以上 40,000 未満	26,000	23,000	23,000
第 5		40,000 以上 50,000 未満	30,000	26,500	25,500	第 5		40,000 以上 50,000 未満	30,000	24,500	24,500
		50,000 以上 88,000 未満	35,000	28,000	26,000			50,000 以上 88,000 未満	33,500	26,000	25,000
		88,000 以上 103,000 未満	40,000	30,000	28,000			88,000 以上 103,000 未満	37,000	28,000	26,000
第 6		103,000 以上 153,000 未満	44,000	32,000	29,000	第 6		103,000 以上 153,000 未満	40,000	29,000	27,000
		153,000 以上 253,000 未満	48,000	32,500	29,500			153,000 以上 253,000 未満	43,500	29,500	27,500
		253,000 以上 413,000 未満	49,000	33,000	30,000			253,000 以上 413,000 未満	44,000	30,000	28,000
第 7		413,000 以上	50,000	33,500	30,500	第 7		413,000 以上	46,000	31,500	29,500
内山保育園			5,000								

3　平成 24 年度　保育料徴収金額表

小林・須木地区に住所を有する児童の世帯						野尻地区に住所を有する児童の世帯					
各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金額 (月額)			各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金額 (月額)		
階層区分	定　　義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児	階層区分	定　　義		3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第 2	第 1 階層及び第 4 ～第 7 階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)	第 2	第 1 階層及び第 4 ～第 7 階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	(0)	(0)	(0)
			7,000	5,000	5,000				7,000	5,000	5,000
第 3		市町村民税課税世帯　均等割の額のみの世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)	第 3		市町村民税課税世帯　均等割の額のみの世帯	(14, 000)	(11, 000)	(11, 000)
			16,000	13,000	13,000				14,500	11,500	11,500
		市町村民税課税世帯　所得割の額のある世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)			市町村民税課税世帯　所得割の額のある世帯	(17, 000)	(14, 000)	(14, 000)
			19,000	16,000	16,000				18,500	15,500	15,500
第 4	第 1 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分 (単位は円) に該当する世帯	11,000 未満	23,000	19,000	19,000	第 4	第 1 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分 (単位は円) に該当する世帯	11,000 未満	22,500	18,000	18,000
		11,000 以上 25,000 未満	25,000	22,000	22,000			11,000 以上 25,000 未満	24,000	21,000	21,000
		25,000 以上 40,000 未満	28,000	25,000	25,000			25,000 以上 40,000 未満	27,000	24,000	24,000
第 5		40,000 以上 50,000 未満	30,000	26,500	25,500	第 5		40,000 以上 50,000 未満	30,000	25,500	25,500
		50,000 以上 88,000 未満	35,000	28,000	26,000			50,000 以上 88,000 未満	34,500	27,000	26,000
		88,000 以上 103,000 未満	40,000	30,000	28,000			88,000 以上 103,000 未満	38,500	29,500	27,000
第 6		103,000 以上 153,000 未満	44,000	32,000	29,000	第 6		103,000 以上 153,000 未満	42,500	30,500	28,000
		153,000 以上 253,000 未満	48,000	32,500	29,500			153,000 以上 253,000 未満	46,000	31,000	28,500
		253,000 以上 413,000 未満	49,000	33,000	30,000			253,000 以上 413,000 未満	46,500	31,500	29,000
第 7		413,000 以上	50,000	33,500	30,500	第 7		413,000 以上	48,000	32,500	30,000
内山保育園			5,000								

4　平成 25 年度　保育料徴収金額表

各月初日在籍入所児童の属する世帯の階層区分				徴収金額 (月額)		
階層区分	定　　義			3 歳未満児	3 歳児	4 歳以上児
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0	円 0
第 2	第 1 階層及び第 4 ～第 7 階層を除き前年度分の市町村民税の課税区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		(0)	(0)	(0)
				7,000	5,000	5,000
第 3		市町村民税課税世帯	均等割の額のみの世帯	(15,000)	(12,000)	(12,000)
				16,000	13,000	13,000
			所得割の額のある世帯	(18,000)	(15,000)	(15,000)
				19,000	16,000	16,000
第 4	第 1 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分 (単位は円) に該当する世帯	11,000 未満		23,000	19,000	19,000
		11,000 以上 25,000 未満		25,000	22,000	22,000
		25,000 以上 40,000 未満		28,000	25,000	25,000
第 5		40,000 以上 50,000 未満		30,000	26,500	25,500
		50,000 以上 88,000 未満		35,000	28,000	26,000
		88,000 以上 103,000 未満		40,000	30,000	28,000
第 6		103,000 以上 153,000 未満		44,000	32,000	29,000
		153,000 以上 253,000 未満		48,000	32,500	29,500
		253,000 以上 413,000 未満		49,000	33,000	30,000
第 7		413,000 以上		50,000	33,500	30,500
内山保育園	5,000					

委員から次のような質疑・意見が出されました。

一般職の職員の身分の取扱いについて

小林市委員：職員の身分の取扱いということで、定数条例に従って634名の配置はわかった。ここには出てきていないが、身分に関わって小林市と野尻町の職員の給与にかなりの開きがあることは事実であると思う。この格差是正について、どういう話し合いがなされているのか、説明をお願いしたい。

行政人事分科会：すでに小林市と野尻町の職員の給与を照らし合わせながら、調整は始まっている。担当職員によると、若い世代ではそう開きはなく同じぐらいの給与だが、年配になるとちょっと差が出てくるという報告を受けている。採用にあたって前歴換算があるが、その取扱いについても若干違うところがあるので、合併までに調整できるものは調整させていただきたいと思うし、合併後に必要性が生じたならば、その都度調整をさせていただき、できるだけ早目に調整させていただきたいと考えている。

小林市委員：「同一労働・同一賃金」というのが、すべて働く人たちにとっては、大事なものになってくるし、そこにいくらかの格差が現実にあるわけだから、そのことは仕事あるいは職員の士気に大きく影響すると考えている。一体感を住民も職員も早く持つためには、できるだけ加速的に早めて、その是正に努めてほしいということを要望しておく。

野尻町委員：学校の職員が現況調書では35人となっているが、学校の職員の職務内容はどうなっているか。

行政人事分科会：教育委員会の職員は、小林市では学校教育課、社会教育課、それとスポーツ振興課があるが、これは合併後には保健体育課となる。須木には教育総務課がある。もちろん野尻町にも教育委員会があるので、業務の内容については、合併をしたら、保健体育課が学校保健と給食、社会体育を担当する部署となる。教育委員会事務局の68名については、最大で68名と考えていただきたい。この中に調理員等の現業職員も含まれている。

野尻町委員：現況調書では学校の職員が35人となっているが。

行政人事分科会：学校職員は調理員の現業職員の人数になっている。学校現場には市の職員は今のところ調理員しかいないので、現況はこの人数になる。

特別職の職員の身分の取扱いについて

野尻町委員：たくさんの委員会があるが、委員の業務の内容と委員の人数を後日でもいいので示してほしい。

総務部会：そのように対応させていただきたい。

野尻町委員：収納対策指導員の報酬が日額３万円となっているが、仕事の内容と何回ぐらい支払われるものか知りたい。

総務部会：申し訳ないが多岐にわたっているので、おそらく専門職の方を税務課に配置していると思う。日額３万円ということで金額も大きいので、資格を持った専門員であると理解している。後日対応することで、ご了承いただきたい。

公共的団体等の取扱いについて

野尻町委員：小林商工会議所は現行のとおり存続、須木商工会と野尻商工会は将来の統合に向けた検討が進められるよう調整に努めるとなっているが、商工会議所を残して須木商工会と野尻商工会を統合するという考えなのか、将来的には小林商工会議所に吸収すると考えなのか、伺いたい。

産業建設部会：商工会議所法と商工会法があり、法に基づき、商工会議所と商工会は一緒になることができない。組織そのものが異なる設立経緯を持っている。現状においては、小林商工会議所は現存のまま、野尻商工会と須木商工会が２つ残るが、これについては実情により時間を要するであろう、救急には統合はまず無理だと思う。将来に向けた統合が進められるよう調整に努めてまいりたいという趣旨であるということでご理解を賜りたい。

野尻町委員：須木商工会と野尻商工会は、当分解散の措置を採ることはないということで理解してよろしいか。

産業建設部会：行政も一部関与することになると思うが、それぞれの団体が自主的な組織であるので、組織そのものがそういう意向にならないと、統合することはできないので、行政としては統合が可能なのか、できないものか、当分は働きかけをするといった形になるであろうと思っている。

野尻町委員：商工会議所と商工会は、全然扱っている事が違って、同じようなことのように一見見えるが、商工会議所では小規模事業者、零細なところはとても見切れない。ノウハウ自体がないので、商工会は商工会として存続の方向で行っていただきたいと思っている。

野尻町委員：老人クラブ連合会は合併時に統合するようになっているが協議中であり、来年４月１日の合併を目標にしているが、それでよろしいか。

厚生部会：老人クラブについては、両老人クラブで話し合いを行っており、合併期日はいつにするかまだ決まっていないが、合併をすることを前提に話し合いをお願いしている。できれば来年４月１日が理想かなと思っている。

野尻町委員：小林市防犯協会と小林市図書館協議会については、独自の団体ということになるので、この調整方針は変更になると思うが、いかがか。

総務部会：組織については統合するという認識であるが、再度確認して連絡したい。小林市図書館協議会については、調整方針を「現行どおり」ということで修正をお願いしたい。

高齢者福祉関係について

小林市委員：外出支援サービス事業について、統合が難しいので３年を目処に他事業と統合するよう調整するということだが、この事業は統合することは難しいと思う。野尻町も福祉バスで運行しているが、これをコミュニティバスで運行した場合、細かなところまではなかなかできないと思う。統合するという表現はこれでいいが、サービスが低下しないようにやってもらいたい。なぜなら、今、外出しないお年寄りが寝たきりになる可能性が高いということをテレビで言っていたが、そうなると介護保険や高齢者医療が上がっていくので、そうならないよう注意してもらいたい。

厚生部会：ご指摘のとおりなかなか統合は難しい。コミュニティバスがまだ試行段階なので、福祉タクシー等を絡めて調整をしていきたい。

児童福祉関係について

小林市委員：保育料については、階層区分も小林市が17区分、野尻町は11区分で大分違う。所得税の区分も違うし、一概には両自治体の保育料は比較できないにしても、かなりの差があることは事実である。これを25年度には統合するということで金額も出ているが、かなり野尻町の人たちにとっては、大幅な負担増が予想される。議論されたことはどういうことなのか、高い方に調整することを決めた根拠は何か、話し合いの状況を教えて

ほしい。

厚生部会：小林市の保育料の軽減率は、19年度現在で23.16％軽減しており、県内９市では３番目の軽減率である。保育料の一般財源に対する財政的な圧迫も大きいため、これ以上、小林市の軽減率を上げることは難しい。小林市の保育料に合わせていただくということで、野尻町の方にお願いして、激変緩和措置の期間をできるだけ長くした上で、小林市の保育料に合わせていただくということでお願いをしている。

小林市委員：今、少子化、そして子育て支援というのが、国も地方公共団体も政策の中枢部分を占めており、保育所等に通所させている親は、景気の状況も含めて厳しい家計状況にある。小林市はほとんど変わらないが、野尻町が合併して25年度まで段階的に激変緩和措置をしたということであっても、今後、景気の動向、財源の状況を見ながら、再度どこかで子育て支援という重点施策から考えていくべきことは当然出てくると思うので、今後の話し合いの中で頭に入れておいてほしいということを要望しておく。

保健・医療関係について

野尻町委員：特定検診の受診率の時にも話したが、野尻町が25％強、小林市は10％強という状況で、現況調書では集団検診では行っていないが、今年から野尻町は集団検診の中で、いくつかのがん検診を一緒に行っている。一回で両方できるため、「大変良い」と受診者の声も聞いている。このように組み合わせた集団検診について実施できないものか、伺いたい。

保健予防分科会：住民の利便性を考えた時には、一緒にやれるものはやるという方向では考えている。今後はいろんな方面で住民の利便性を考えて、どういうことを特定検診と一緒にできるか、その内容は今後検討していき、受診率の向上に努めていきたいと考えている。

高齢者福祉関係について

野尻町委員：合同金婚式について、事業内容として福祉推進大会で記念品を贈呈するとなっているが、合同金婚式と福祉推進大会は別々にあるのか。

厚生部会：一緒に開催している。

野尻町委員：野尻町では金婚式の中で記念撮影と茶話会を行っている。参加者の意見を聞くと、記念写真がものすごく良い思い出になっており、記念品よりも記念写真の方が喜ばれると思う。その後に記念品はなくても茶話会をやることは考えられないか。

厚生部会：記念写真は小林市でもやっている。茶話会については、例年、小林市ではやっていない。当面、当初の方針で合併後３年を目処に統合するということで、野尻町で実施している茶話会は３年後に合併するようにしないかいうことであったが、事業の実施主体が社会福祉協議会だったが、町としてのノウハウがないため、小林市と一緒にしてほしいということであった。茶話会は小林市では実施した経験がないため、記念写真と記念品で福祉推進大会と同時にやるということで了承いただいた。

野尻町委員：ちなみに記念品はどのようなものか。

厚生部会：夫婦茶碗（ちゃわん）である。

小林市委員：配食サービスは、開始にあたって必要な施設・備品等の整備を行なうとなっているが、増築の予算措置やいつごろまでにどうなるのか、説明をお願いしたい。２点目は、緊急通報システムは、小林市が３社に発注しているが、その中の１社は野尻町と一緒だが、これは統一できないものなのか。システム等は一緒なのか。３点目に金婚祝いは、野尻

町では結婚50周年を迎える夫婦及び不幸にして１人になられた方で再婚されていない方も対象になっている。小林市でもこういう希望者がいる。小林市の方に統一した場合には、野尻町の制度は実施されないということになる。えびの市も野尻町と同じようにやっている。どういう検討をされたか、説明をお願いしたい。

福祉分科会：ます、配食サービスについては、現在の状況として野尻町で増設のための設計予算及び配食に使う車等については、今年度の補正予算で実施される。ただ、施設の増設については、工事自体は若干期間的に間に合わないため、来年度当初予算に組んで４月からすぐに工事をして５月中には施設が利用できる状態にするということである。２点目の緊急通報システムについては現在、小林市は３社でそれぞれ委託料金等が異なっている。サービスの内容等もそれぞれの会社で使う機種等が違う。サービスについて、社会的に弱者になるような利用者が多いため、プライバシーの保守に関して、日本工業規格にプライバシーマークという厳しい規格があるが、この規格を満たしている会社は１社だけということで、他の２社についてもプライバシーマークの取得を義務付けることを前提条件にして、料金を統一して登録制で登録による委託料という形で考えている。野尻町の方で料金の事が問題になっていたが、野尻町の現在の利用者が29名で、この制度にした場合、本人負担も28名が下がり１名が上がる。市の委託料についても下がるという試算結果が出たため、こういう形で進めている。

厚生部会：金婚式で、不幸にして１人になられた方をどう考えたかということだが、あくまでも金婚式は、夫婦が２人元気で50年を迎えられた方と思っているので、不幸にして１人になられた方は対象からはずしたいということで理解をいただいている。

野尻町委員：小林市で行なわれている金婚式の記念撮影は、集合写真のことか。

厚生部会：お２人並んで、金屏風（びょうぶ）の前で記念撮影して、それを額縁に入れて贈呈している。

野尻町委員：野尻町もそうだが、それがすごく喜ばれていて、先々遺影とかにも使われたりして、晴れの姿の写真ということで、なかなかそういう機会がないので、大変喜ばれている。野尻町の場合、不幸にして１人になられた方も参加をされていたので、今後そういう検討がされたらいいなと要望する。

小林市委員：配食サービスの目的は、概ね65歳以上で自ら食事を作る事が困難な者、また障がい者等で日常生活の支障から食事支援の必要がある者となっている。自己負担が野尻町は300円、前は須木村も300円だったが、400円であると25日利用した場合でも、２食であれば２万円かかる。月に３万円ぐらいしか年金をもらわない方もいる。100円上がるという事は、50食の場合５千円上がる。原価が200円と聞いており、社会福祉協議会には人件費の70％を補助しているようであるので、なんとか配食サービスのおかずのみの350円を300円にすることは検討できないものか。社会福祉協議会がとうしても厳しければ、市からの補助も考えなければならないと思う。その辺の検討は何とかできないか。

福祉分科会：介護関係の補助をもらって、今回２年間は野尻町については自己負担を上げない計画である。３年後については、それ以上で行なう場合に介護保険等の補助については食材費及び調理に関する人件費については、利用料でまかなうという国の指針があるため、その範囲で行えれば検討をしていきたい。

小林市委員：前立腺がん検診について、欧米では男性の前立腺がんでの死亡率が

第１位だそうである。日本も食生活の欧米化によって前立腺がんが増えるだろうと言われている。単独実施は1,600円、健康診査と同時実施が600円だが、９月の質問で市長は前立腺がん検診について前向きな答弁をされた。簡単な血液検査で分かるため、500円を市が補助して、全員が同じ血液検査の中に入れていただければ、がんの有無が分かる。市長はなんとか公費でやりたいと言われているので、市長の任期中に予算措置をお願いしたい。

会長：確かに前立腺がん検診は、前と違ってだいぶ楽になってきており、血液検査と一緒にやればすぐ分かる。したがって、一応500円と決めさせていただいているので、今後改善をする事があれば、その段階でできるだけご負担を少なくする方向で十分検討はさせたい。

野尻町委員：精密検診の申請窓口は、一般は本庁、須木庁舎及び野尻庁舎とし、集団は本庁とするということだが、意味が分からないので説明してほしい。

保健予防分科会：一般とは、乳児一般健康診査のことで母子手帳の中に２枚利用券を入れて前期・後期で利用している。利用券を使用した一般は、本庁、須木庁舎及び野尻庁舎を申請窓口とし、集団は、乳児健康診査のことで年12回実施するが、窓口を本庁とするという意味である。

Topics

●カウントダウンボードを設置しました。

12月14日に３月23日の新市誕生を広く周知し、機運を高めるため、両市町の庁舎玄関ロビーにカウントダウンボードが設置されました。

小林市除幕式

野尻町除幕式

●協議会を傍聴しませんか。

第９回合併協議会

日時　平成22年1月28日（木）午後１時30分～
場所　小林市中央公民館大ホール

第10回合併協議会

日時　平成22年2月25日（木）午後１時30分～
場所　野尻町農村環境改善センターホール

※協議会日程は変更になる場合がありますので、事前に事務局にお問い合わせください。

こちら編集室

▼明けましておめでとうございます。３月23日の合併まで残すところ、あと81日（１月１日現在）となりました。▼12月14日には合併の周知と機運の醸成を目的に、各庁舎にカウントダウンボードが設置され、除幕式が行われました。▼合併準備作業も、事務所の移転や電算システムのリハーサルなど、これから大詰めを迎えます。▼合併の日から無事に円滑な住民サービスが提供できるよう、最後まで気を抜くことなく頑張りたいと思います。▼住民の皆さんも早く新市としての一体感が持てるよう、ご理解とご協力をお願いします。（T）

【編集・発行】
小林市・野尻町合併協議会
〒886-8501 小林市大字細野 300
TEL 0984-23-7035 FAX 0984-25-1037
E-mail:kn-gappei@eco.ocn.ne.jp
ＵＲＬ:http://toweb.city.kobayashi.lg.jp/kn-gappei/

両市町の合併担当窓口
小林市合併推進室
TEL.0984-23-7035　FAX.0984-25-1037
E-mail:kn-gappei@city.kobayashi.lg.jp

野尻町総務企画課
TEL.0984-44-1100　FAX.0984-44-0649
E-mail:soumu-kikaku@nojiri-town.jp